| | | |
|---|---|---|
| | 中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書 | |
| | 中期計画に定めた項目 | |
| ロ・ハ　［略］ | 一　［略］<br>二　当該業務の実績が通則法第二十九条第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について基金が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。<br>イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由<br>ロ・ハ　［略］ | |

2　［略］

（財務諸表）

**第十条**　基金に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

（事業報告書の作成）

**第十条の二**　基金に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　基金の目的及び業務内容
二　国の政策における基金の位置付け及び役割
三　中期目標の概要
四　基金の長の理念並びに運営上の方針及び戦略
五　中期計画及び年度計画の概要
六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉
七　業務運営上の課題並びにリスクの状況及び対応策

| | | |
|---|---|---|
| | 中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書 | |
| | 中期計画に定めた項目 | |
| ロ・ハ　［同上］ | 一　［同上］<br>二　前号に掲げる業務の実績について基金が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。<br>イ　評定及び当該評定を付した理由<br>ロ・ハ　［同上］ | |

2　［同上］

（財務諸表）

**第十条**　基金に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準にいうキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（事業報告書の作成）

**第十条の二**　基金に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　基金に関する基礎的な情報
イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の基金の概要
ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）
ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴
ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに基金への出向者の数